

総務省組織令及び政策評価・独立行政法人評価委員会令の一部を改正する政令要綱

第一 総務省組織令の一部改正

一 行政管理局の所掌事務を変更すること。
(第五条関係)

二 行政管理局に置く管理官のうち、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものを五人とする
こと。
(第三十六条関係)

三 行政評価局並びに同局企画課及び政策評価課の所掌事務を変更すること。
(第六条並びに第四十一条の二及び第四十二条関係)

四 政策評価・独立行政法人評価委員会を政策評価審議会に改組すること。
(第二百一十一条関係)

五 政策評価審議会の所掌事務等を規定すること。
(第二百二十三条関係)

六 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 政策評価・独立行政法人評価委員会令の一部改正

一 政策評価・独立行政法人評価委員会令の題名を政策評価審議会令に改めること。
(題名関係)

二 政策評価・独立行政法人評価委員会に設置されている政策評価分科会及び独立行政法人評価分科会を

廃止すること。

(第五条関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 附則

一 この政令は、平成二十七年四月一日から施行すること。ただし、二は、公布の日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において政策評価・独立行政法人評価委員会
の委員である者の任期は、第二による改正前の政策評価・独立行政法人評価委員会令第三条第一項の規
定にかかわらず、施行日の前日に満了すること。

(附則第二条関係)

三 その他関係政令について、所要の規定の整備を行うこと。

(附則第三条及び第四条関係)